

- 次の表にある病気にかかった時は、出席停止となるため、お預かりできません。
 なお、医師からの「**治癒証明書**」又は「**登園許可書**」が出るまで登園はできません。

病名	登園再開の目安
登園再開時に『治癒証明書』が必要な感染症	
麻疹（はしか）	熱が下がり 3 日経過するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで ワクチン接種している時は新しい発疹が出なくなるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺などの腫れが出現した後 5 日を経過し かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発疹が消えるまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり 2 日経過するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで （発症した日、解熱した日の翌日を 1 日目とする）
結核	全身の症状が快復し、主治医の許可がでるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血が消えて目ヤニがなくなるまで（眼科医の許可が必要）
急性出血性結膜炎	主治医により感染の恐れがないと認められるまで（眼科医の許可が必要）
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 O-26 O-111 など）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間以降の検便により、菌が陰性と確認されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れが無いと認められるまで

登園再開時に『登園許可書』が必要な感染症	
溶血性レンサ球菌咽頭炎 （溶連菌感染症）	抗菌薬内服後 24 時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事がとれるようになるまで
感染性胃腸炎（嘔吐・下痢） ロタウィルス・ノロウィルス	嘔吐、下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や特有の咳が軽快するまで
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで
RSウィルス	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良くなること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身の状態が良くなること
带状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで
伝染性紅斑（りんご病）	体力が快復するまで
特に『治癒証明書』『登園許可書』の必要が無い感染症	
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで。顔など覆うことが出来ない場所にびらんが無くなるまで

※記載の無いその他の感染症になった場合、登園再開については主治医の指示に従ってください。

その場合も医師の「治癒証明書」又は「登園許可書」が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。